

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく手数料の額を定める規程施行細則

令和8年6月9日地情機細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく手数料の額を定める規程（令和3年8月13日地情機規程第18号。以下「番号法手数料規程」という。）第2条に規定する手数料に関し、必要な事項を定める。

(手数料の納付)

第2条 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項の規定に基づき、出入国在留管理庁長官に対して行う特定在留カードの交付を求める旨の申請に係る番号法手数料規程第2条第2号に規定する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が定める手数料の納付は、出入国在留管理庁長官を経由して、別記様式第1号による納付書を提出して行う。

2 前項の納付に併せて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程（平成27年2月25日地情機規程第15号。以下「公的個人認証手数料規程」という。）第2条に規定する手数料を納付する場合は、前項の規定によるものとする。

(過誤納金の返還)

第3条 機構が特定在留カード手数料の収納口座として定める金融機関の口座に誤って納付した者又は番号法手数料規程第2条第2号及び公的個人認証手数料規程第2条（特定在留カードの交付の申請に併せて行う場合に限る。）に規定する額を超えて納付した者は、機構に対し、別記様式第2号により、当該過誤納金の返還を求めることができる。

2 機構は、前項の過誤納金について確認した上で、当該返還に要する振込手数料の額を控除した額を返還する。

附 則

この細則は、令和8年6月14日から施行する。